

糸田町公告第24号

一般競争入札を執行するので、糸田町財務規則（平成13年3月30日規則第3号）第87条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

糸田町長 森 下 博 輝



記

1 入札に付する業務

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業名 | 令和7年度 地籍調査事業 |
| (2) 業務名 | 宮谷・西部の各一部 G、H工程 地籍調査業務 |
| (3) 業務場所 | 宮谷・西部の各一部 (20244060401) |
| (4) 履行期間 | 令和7年5月16日 ～ 令和7年7月31日 |
| (5) 業務種別 | 地籍調査業務 |
| (6) 予定価格 | 2,290,000 円 (税抜) |
| (7) 最低制限価格 | 無し |
| (8) 担当課 | 糸田町役場 防災管財課
〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1
TEL : 0947-26-1232 |

2 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 測量法第55条の規定に基づく測量業者の登録を行っていること。
- (3) 糸田町入札参加資格名簿に記載されていること。また、名簿に記載されている本店、支店及び営業所の所在地が福岡県筑豊地区内にあること。
- (4) 糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 町と紛争又は争訟関係にないこと。
- (6) 測量法第49条の規定による測量士の登録を受けている者で、地籍調査管理技術者の資格を有し、現に雇用する者を業務の管理を行う技術者として配置できること。
- (7) 糸田町入札参加資格名簿に記載されている本店、支店及び営業所にて、直近5年間に於いて地籍調査業務を完成させた業務実績を有すること。
- (8) 現在、糸田町が発注する一般競争入札及び指名競争入札の業務を受注していないこと。しかし、入札参加資格確認申請書等の提出期限日の前日までに竣工検査に合格している場合は、この限りでない。また、入札参加資格確認申請書等を提出後は、糸田町が発注するすべての業務を受注することができない。
- (9) 糸田町が発注する他の入札への参加申請は可能だが、落札した場合は他の入札について辞退届を提出すること。

3 入札参加申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出し、入札参加資格の審査を受けるものとする。様式については糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者については、発注課にてデータの受け渡しを可能とする。その際は、USBまたはCD-ROMを持参すること。紙媒体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円、A3サイズ20円で手渡しするものとする。

① 入札参加資格確認申請書

測量業者の登録証の写し

② 配置予定技術者調書

測量士の登録証の写し

地籍調査管理技術者の登録証の写し

雇用関係を証する書類（保険証の写し等）

③ 現在従事している業務調書 ※現在従事している業務が有る場合に提出

④ 同種業務の受注実績調書 ※前項2の（7）で指定した実績

業務概要及び履行期間が確認できる契約書の写し、又は業務履行証明

⑤ 誓約書（糸田町暴力団排除条例）

⑥ その他申請に必要な書類（各様式に記入している注意事項を参照）

- (2) 提出方法 糸田町役場 2階 防災管財課へ持参又は郵送すること。

- (3) 提出期間 令和7年4月22日（火）から 令和7年5月8日（木）まで
土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。
郵送の場合は、令和7年5月8日（木）午後5時00分までに必着しなければならないものとし、送達した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。

(4) その他

- ・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提出書類は、糸田町において目的以外で使用することはないこととする。
- ・ 提出書類については返却はしないこととする。
- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え又は再提出は、認めないものとする。ただし、糸田町が指示した場合は除く。

4 競争入札参加資格確認通知書

- (1) 入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書で令和7年5月9日（金）に郵送するものとする。また、郵送した旨を電話または電子メールで連絡するものとする。
- (2) 入札参加資格が無しと通知された者は、その決定に不服がある場合はその理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の説明を求める場合は、令和7年5月13日（火）までに書面（任意様式）を提出しなければならない。
- (4) 説明を求められた場合は、令和7年5月14日（水）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等の公表

- (1) 設計図書等については、糸田町ホームページからダウンロードするものとする。ダウンロードできない者については、3 入札参加申請（1）と同様とする。
- (2) 設計図書等については入札会終了後に破棄すること。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 質疑書の受付及び回答

(1) 質疑書の受付

- ・ 質疑については、質疑書（様式第5号）に必要事項を記入のうえ電子メール、FAX、窓口で受け付けるものとする。
- ・ 質疑については、回答まで時間が必要なことから、質疑が発生した毎に質疑書の提出をするものとする。
- ・ 質疑の受付は、令和7年5月13日（火）午後1時00分までとする。
- ・ 提出先は下記を参照とする。
担当課 防災管財課
FAX 0947-26-1651
メールアドレス bousai@town.itoda.lg.jp

(2) 質疑書に対する回答

- ・ 質疑書に対する回答は、糸田町ホームページで公表するものとする。質疑が発生する毎に公表するので、必ず定期的に確認を行うこと。
- ・ 競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格が有りと通知された者は、質疑がない場合には質疑がない旨を質疑書に記載し、電子メールまたはFAXにて提出すること。提出が無い場合は質疑がないものとみなす。

8 入札方法等

(1) 提出書類

- ・ 入札書、請負業務積算見積書、内訳書、委任状を提出すること（様式はホームページよりダウンロード可能）
- ・ 額無設計書の提出は不要

(2) 入札会日時

令和7年5月15日（木） 午前 10 時 00 分

(3) 場所

福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場 住民センター 2階 第3研修室

(4) 入札方法

- ・ 入札者は、入札受付時に競争入札参加資格確認通知書を提示し確認を受けること。
- ・ 入札会に出席する者は1名とし、受付時に受付簿に記名と押印（認印）を行うこととする。
- ・ 受付時に請負業務積算見積書、内訳書、委任状（代理人が入札する場合）の提出を行うこと。封筒は必要ないものとする。
- ・ 入札書の提出は、入札会当日に投函の指示後、入札箱に投函すること。
- ・ 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
- ・ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かを問わず消費税を含まない金額を記載すること。
- ・ 定刻までに間に合わない場合は入札会に参加できない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 談合又は不正手段によって入札したとき。
- (2) 糸田町工事施行規則に違反し、又は町長の定める入札条件に違反して入札したとき。
- (3) 入札人又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に記名押印のないとき。
- (5) 入札書に誤字、脱字等があつて必要事項を確認することができないとき。
- (6) 入札書が予定価格を超えた金額のとき。
- (7) 全各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書。

10 入札会の取りやめ

- (1) 申請書等の提出期限内に申請者が1者以下又は入札参加者が1者以下の場合は、入札を取りやめ、入札の取りやめの通知を行い、再度広告、入札を行うものとする。
- (2) 不正入札若しくはその疑いがあると認めるとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札を停止し、又は中止することができる。また、停止した場合は、日時等を変更した後、入札会を再開することができる。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき価格の入札が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 糸田町財務規則第118条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額

13 前払金

前払金請求については、契約約款を基に支出するものとする。

14 その他

- (1) 入札参加希望者は、本公告の内容及び設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (2) 追加説明等が発生した場合は、公告修正または電子メール等で追加説明を行うものとする。